



厚生労働省発基1222第4号

令和5年12月22日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬



別紙「労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

労働者災害補償保険の特別加入の対象となる事業として、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する特定受託事業者（以下「特定受託事業者」という。）が同条第五項に規定する業務委託事業者（以下「業務委託事業者」という。）から同条第三項に規定する業務委託を受けて行う事業（以下「特定受託事業」という。）又は特定受託事業者が業務委託事業者以外の者から委託を受けて行う特定受託事業と同種の事業であって、厚生労働省労働基準局長が定めるものを新たに規定すること。

注 厚生労働省労働基準局長が定める事項として、右記の特定受託事業及び特定受託事業と同種の事業には既に特別加入可能な事業又は作業は除くものであることを規定する。

第二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正

一 第一の事業に係る第二種特別加入保険料率を千分の三とすること。

二 その他所要の改正を行うこと。

第三 施行期日

この省令は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の施行の日から施行すること。

御意見を踏まえた対応案

論点1（加入対象業務と保険料率の設定）について

新たな対象業務とそれに係る保険料率は、以下のようにしてはどうか。

（1）新たな対象業務（以下「特定受託業務」という。）として、以下を追加する。

- フリーランス法に規定する特定受託事業者^{※1}が、業務委託事業者^{※2}から業務委託^{※3}を受けて行う業務（特定受託事業者が、業務委託事業者以外の者から同種の業務について物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供の委託を受けて行う業務を含む。）

※1「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって、かつ、①個人であって、従業員を使用しないものまたは②法人であって、代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないものをいう

※2 「業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者をいう

※3 ここでいう「業務委託」とは、事業者がその事業のために特定受託事業者に物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう

（2）特定受託業務には、既存の特別加入の業務は含まないこととする。

（3）保険料率については、特定受託業務に類似する既存の事業の料率はおおむね3/1000となっていること、制度を簡明なものとすることによる利便性の確保等を勘案し、一律3/1000とする。なお、施行後、特定受託業務に係る災害発生状況を踏まえ、必要に応じて一部の業務を切り出して別の保険料率を設定すること等も検討する。

御意見を踏まえた対応案

論点2（特別加入団体の在り方）について

特定受託業務に係る特別加入団体の要件は以下のようにしてはどうか。

1. 特別加入団体の要件については、既存の特別加入団体の要件（※）に加えて、以下の要件を追加する。
 - ① 特別加入団体になろうとする者（その母体となる団体を含む。）が、特定の業種に関わらないフリーランス全般の支援のための活動の実績（活動期間が1年以上、100名以上の会員等がいること）を有していること。
 - ② 全国を単位として特別加入事業を実施すること。その際には、都道府県ごとに加入希望者が訪問可能な事務所を設けること。
 - ③ 加入者等に対し、加入、脱退、災害発生時の労災給付請求等の各種支援を行うこと。
 - ④ 加入者に、適切に災害防止のための教育を行い、その結果を厚生労働省に報告すること。

※ 現行の団体の要件

- ① 一人親方等又は特定作業従事者の相当数を構成員とする単一団体であること。
- ② その団体が法人であるかどうかは問わないが、構成員の範囲、構成員である地位の得喪の手續などが明確であること。その他団体の組織、運営方法などが整備されていること。
- ③ その団体の定款などに規定された事業内容からみて労働保険事務の処理が可能であること。
- ④ その団体の事務体制、財務内容などからみて労働保険事務を確実に処理する能力があると認められること。
- ⑤ その団体の地区が、団体の主たる事務所の所在地を中心として別表に定める区域に相当する区域を超えないものであること。

今後、特定受託業務について上記の要件を満たす団体に対して、その都度労災保険部会において、ヒアリングを行うこととする。

論点3（災害防止措置の内容）について

災害防止措置の内容は、以下のようにしてはどうか。

1. フリーランスの個々の業態・業種に着目して、災害防止教育のカリキュラムを設定することは難しいことから、VDT作業やメンタルヘルス、交通災害防止、転倒災害防止など、様々な業務に共通する災害防止教育についてパッケージ化し、加入者教育を実施する。

なお、上記のようなパッケージのカリキュラムの内容や教材については、当面の間、厚生労働省が関与して作成し、それを活用して特別加入団体が加入者に向けて災害防止教育を実施することとする。

特別加入制度の対象範囲の拡大について(特定受託業務)

	特定受託業務
○業種全体の就業者数	○「フリーランス実態調査結果」(※1)によれば、日本では462万人がフリーランスとして働いていると試算されており、うち、事業者から業務・作業の依頼(委託)を受けて仕事を行う者は59.0%(単純に掛け合わせると約273万人)。
○業務の範囲	○フリーランス法に規定する特定受託事業者が、業務委託事業者から業務委託を受けて行う業務(特定受託事業者が、業務委託事業者以外の者から同種の業務について物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供の委託を受けて行う業務を含む。)(既存の特別加入の業務は含まない。) ○具体的な業務内容のうち、特に割合の高いものとして想定されるものは、「フリーランス実態調査結果」(※2)によれば、営業、講師・インストラクター、デザイン制作・コンテンツ制作、調査・研究・コンサルティング、データ入力・文書入力等、ライティング・記事等執筆業務等の受託を受けて行うものが想定される。
○災害の状況	○労災発生状況については以下のような事例が考えられる。 ⇒「座りっぱなしの長時間業務により腰痛が発生した」 ⇒「電車での移動中、駅のホーム階段で転倒し、骨折、捻挫をした」 ⇒「お店の装飾中に、棚が倒れてしまい指にヒビが入った」、「雑誌の撮影現場で照明器具等で火傷したり、撮影セットの足場から転落した」 等の事例。
○同種もしくは類似の既存の業種	○「94 その他の各種事業」(「9411 広告、興信、紹介又は案内の事業」、「9416 前各項に該当しない事業」、「9425 教育業」、「9426 研究又は調査の事業」、「9436 情報サービス業」)、「97 通信業、放送業、新聞業又は出版業」(「9703 新聞業又は出版業」)が類似の既存業種

※1 令和2年5月、内閣官房日本経済再生総合事務局が実施

※2 令和3年7月20日から8月20日にかけて内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省及び中小企業庁が共同で実施